

相続ニュース

Vol.0130

2017年1月30日(月)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続税の 物納

はじめに

統計によると日本における相続財産の約 70% は不動産です。しかし、現実問題として相続が起きた後直面する問題は、相続税の納税です。この納税資金の確保ということも相続対策としては考えておかなければならないことです。

それでは、相続財産のほとんどが不動産だった場合、この不動産を売ってその資金で相続税の納税資金を確保しなければならないのかというと必ずしもそうではありません。相続税には「物納」という制度があります。

あまりなじみがないかもしれませんが少しご紹介いたします。

物納とは

相続税を現金で支払う余力がない場合、現金の納付に変えて不動産などで相続税を納付することを「物納」と言います。しかし、相続税のすべてを物納で済ませることが出来るかというとそうではありません。物納許可限度額というものが定められており、その範囲内において物納が可能となっています。

物納財産の種類

物納をする場合、物納が出来る財産というもの

も決められております。物納が可能となっている財産は、まず国内の財産が大前提です。海外の財産を物納することは出来ません。

そして、物納財産が複数ある場合は、次の順番に応じて物納に充てることが出来ます。

①第一順位

国債、地方債、不動産、船舶

②第二順位

社債、株式、証券投資信託等

③第三順位

動産

となります。なお、担保権が設定されている不動産については、物納財産から除外されます。

物納劣後財産

上記の物納財産のうち、他の財産に対して物納の順位が下がる物を物納劣後財産と言います。例えば、道路に 2m以上接していない土地などがこの劣後財産に該当します。このような財産は、他に充てるべき財産がない場合に限り物納が認められます。

おわりに

物納が出来る財産は、制限があります。また、物納出来る金額にも制限があります。よって、相続財産のほとんどが不動産であるというような方は、保険などを駆使して納税資金を今の内から確保しておきましょう。